

宇佐市週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条

この要領は、建設業における働き方改革の推進の一環として、労働環境の改善に向けた意識向上及び将来の担い手の確保に資するため、建設業界における職場環境改善に向けた「週休2日工事」の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(発注方式)

第2条

発注方式は、次のいずれかの方式を基本とする。

(1) 現場閉所型週休2日制

対象期間において、4週8日以上現場閉所に取組む方式

(2) 週休2日交替制

対象期間において、技術者及び技能労働者が交替しながら4週8以上の休日確保に取り組む方式

(対象工事)

第3条

対象工事は発注者が次のいずれかの方式を指定する。なお、受注者が週休2日による工事实施を希望し、受発注者間で協議が整った場合「週休2日工事」を実施することができる「受注者希望型」とする。

(1) 現場閉所型週休2日制

宇佐市が発注する建設工事とし、対象工事は特記仕様書に週休2日対象工事（現場閉所型）であることを明示する。ただし、以下に掲げる工事を除く。

ア 竣工時期や作業時間の制約が厳しい工事（出水期における河川区域内工事など）

イ 緊急を要する工事（災害復旧における応急工事など）

※災害の本復旧工事は現場閉所型の対象とする。

ウ その他発注者が指定する工事

なお、災害の本復旧工事については、契約後に受注者から「交替制」への変更協議があった場合には、「交替制」に変更できるものとする。

(2) 週休2日交替制

社会的要請や現場条件の制約等により現場閉所が困難な工事（前号アからウまでの工事をいう。）とし、対象工事は特記仕様書に週休2日対象工事（交替制）であることを明示する。ただし、営繕工事その他発注者が指定する工事は除く。

(週休2日の定義)

第4条

週休2日の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 現場閉所型週休2日制

工事の着手前に4週間のうち8日間以上の休日を定め、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まないものとする。

なお、雨天等による天候不良で現場閉所した場合は、週休2日の休日に振替えることができるものとする。

休日の形態は、下記のとおりとする。

ア 一般土木事業による工事及び営繕工事

① 4週8休：4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。

イ 港湾・漁港事業による工事

① 4週8休：4週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数分の休日を確保することをいう。

ウ 現場での作業に該当しない作業

- ① 臨機の措置（異常気象時等における現場対応や安全パトロール等）
- ② 資材納入、交通誘導、調査業務、運搬業務等の建設工事の請負契約に該当しない作業
- ③ その他、受発注者の協議により必要と認められた作業

(2) 週休2日交替制

現場に従事する技術者及び技能労働者について、交替しながら4週間のうち8日以上以上の休日を確保し、休日には現場での作業（現場事務所での作業を含む）は行わないことをいう。

対象期間は、工事着手日から工事完成日までの期間とし、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外とする期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間などは含まないものとする。なお、下請企業については、施工体制台帳上の工期を基本とする。

対象者は、現場に従事した全ての技術者及び技能労働者とする。

休日の形態は、下記のとおりとする。

ア 一般土木事業による工事

① 4週8休：4週間のうち、8日間以上の休日を定め確保することをいう。

イ 港湾・漁港事業による工事

① 4週8休：4週間のうち、その期間に含まれる「土曜」「日曜」「祝日」の日数分の休日を確保することをいう。

(実施内容)

第5条

実施内容については、下記に掲げるとおりとする。

(1) 受注者による意思表示

受注者は、下記内容について確認した上で、施工計画書提出時に「週休２日工事」実施の意向について、書面にて監督員に報告する。

① 週休２日工事を行うことでの工期変更は認められない。

② 作業日が恒常的な残業となってはならない。

なお、「現場閉所型週休２日制」で発注された災害の本復旧工事において、制約等により「交替制」に変更する場合は、事前に監督員と協議するものとする。

(2) 計画工程表の提出

受注者は、「現場閉所型週休２日制」に取り組む場合、施工計画書提出時に週休２日の休日取得計画が確認できる工程表（任意様式）を監督員に提出する。計画工程表の作成に当たっては、第４条「週休２日の定義」を反映させることとする。

なお、設計変更により工期が変更となる場合には、その都度週休２日の変更取得計画を監督員に提出すること。

(3) 看板等による表示

受注者は、「週休２日工事」である旨を、別紙２に定める看板等で現場に掲示する。

(4) 実施報告

受注者は、実施工程表等により休日の取得状況を取りまとめ、宇佐市公共工事請負契約約款第１１条に基づく履行報告書と合わせて提出する。

また、監督員の指示により、作業日報、出勤簿等の提示を求められた際には提示する。

(5) 休日の変更

「現場閉所型週休２日制」において、不測の事態等によりやむを得ず、予定している休日に作業を行う必要が発生する場合は、作業発生日の前６日、後１ヶ月以内に振替えることができるものとする。

また、天候不良については、不測の事態等と認める。

(6) 監督員の対応

監督員は、緊急を要する工事等やむを得ない場合を除き、休日の前日等、休日中の作業が発生するような指示は行わない。

監督員は、受注者から提出された実施報告資料により休日の取得状況を確認する。

(労務費等の取扱い)

第６条

労務費等の取扱いについては、下記に掲げるとおりとする。

(1) 現場閉所型週休２日制

予定価格が２００万円を超える工事は、４週８休以上の達成を前提とした場合の補正係数を各経費に乗じるものとし、施工後に休日の達成状況を確認後、４週８休に満たないものは、補正分を減額変更するものとする。予定価格が２００万円以下の工事は、補正係数を乗じずに予定価格を定め、第４条、第５条に基づき週休２日が達成できた場合、労務費等に補正係数を乗じて増額変更するものとする。

市場単価方式、土木工事標準単価による積算にあたっては、別紙１に示す補正係数を乗じたものとする。

営繕工事における見積単価については補正の対象外とする。また、工場製作にかかる経費など現場作業以外の作業にかかる経費については対象外とする。

補正係数等については、下記を適用するものとする。

なお、港湾・漁港事業による工事において、積算基準が異なる複数工事区分を有する工事については、主たる工種区分を有する積算基準により下記（ア）または（イ）を適用するものとする。

（ア）一般土木事業（港湾土木工事積算基準及び公共建築工事積算基準以外によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む））

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費 率	現場管理費 率	率 (休日/28日)
4週8休	1.04	1.02	1.03	1.05	28.5%

※労務費補正の対象は、公共工事設計労務単価及び電気通信技術者、電気通信技術員、機械設備据付工とする。

（イ）港湾・漁港事業による工事（港湾土木工事積算基準によるもの）

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4週8休	1.04	1.02	1.02	1.03

（ウ）営繕工事（公共建築工事積算基準によるもの）

休日の形態	労務費	市場単価等	率 (休日/28日)
4週8休	1.04	別紙「営繕工事における市場単価等の補正について」による	28.5%

（２）週休２日交替制

当初は週休２日の補正係数を乗じずに予定価格を定め、第４条、第５条に基づき週休２日が達成できた場合、労務費等に補正係数を乗じて増額変更するものとする。

市場単価方式、土木工事標準価格による積算にあたっては、別紙１に示す補正係数を乗じるものとする。

補正係数については、下記によることとする。

なお、港湾・漁港事業による工事において、積算基準が異なる複数工種区分を有する工事については、当初の主たる工種区分を有する積算基準により下記（ア）または（イ）を適用するものとする。

（ア）港湾土木工事積算基準以外によるもの（電気通信関係積算資料及び機械設備積算基準を含む）

休日の形態	労務費	現場管理費
4 週 8 休	1. 04	1. 03

(イ) 港湾土木工事積算基準によるもの

休日の形態	労務費	機械経費 (賃料)	共通仮設費率	現場管理費率
4 週 8 休	1. 04	1. 02	1. 02	1. 03

(工事成績評定の取扱い)

第 7 条

第 4 条、第 5 条に基づき、週休 2 日が達成できた場合、下記項目において評価する。なお、達成出来なかった場合においても減点は行わない。

① 土木工事

- ・監督員① 5. 創意工夫 I. 創意工夫
- ・監督員② 2. 施工状況 II. 工程管理

② 営繕工事

- ・監督員① 5. 創意工夫 ■ その他
- ・監督員② 2. 施工状況 II. 工程管理

(その他)

第 8 条

本要領に定めのない事項については、受発注者間で協議して定めるものとする。

附 則

(適用)

- 1 この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行し、同日以後に起案する工事から適用する。

(宇佐市週休 2 日試行工事実施要領の廃止)

- 2 宇佐市週休 2 日試行工事実施要領は、廃止する。

別紙１ 「土木工事市場単価の補正について」

下記工種において、土木工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数	
		4 週 8 休以上	
		現場閉所	交替制
鉄筋工		1.04	1.04
ガス圧接工		1.03	1.03
インターロッキングブロック工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（ガードレール）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（ガードパイプ）	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（横断・転落防止柵）	設置	1.04	1.04
	撤去	1.04	1.04
防護柵設置工（落石防護柵）		1.01	1.01
防護柵設置工（落石防止網）		1.02	1.02
道路標識設置工	設置	1.01	1.00
	撤去・移設	1.03	1.03
道路付属物設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
法面工		1.02	1.02
吹付砕工		1.03	1.03
鉄筋挿入工（ロックボルト工）		1.03	1.03
道路植栽工	植樹	1.04	1.04
	剪定	1.04	1.04
公園植栽工		1.04	1.04
橋梁用伸縮継手装置設置工		1.02	1.02
橋梁用埋設型伸縮継手装置設置工		1.04	1.04
橋面防水工		1.01	1.01
薄層カラー舗装工		1.01	1.01
グルーピング工		1.01	1.01
軟弱地盤処理工		1.02	1.02
コンクリート表面処理工（ウォーター ジェット工）		1.01	1.01

別紙１ 「土木工事標準単価の補正について」

下記工種において、土木工事標準単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

名称	区分	補正係数	
		4 週 8 休以上	
		現場閉所	交替制
区画線工		1.04	1.04
高視認性区画線工		1.04	1.04
橋梁塗装工		1.03	1.03
構造物とりこわし工	機械	1.03	1.03
	人力	1.04	1.04
コンクリートブロック積工	設置	1.04	1.03
排水構造物工		1.04	1.03
鋼製排水溝設置工		1.04	1.04
表面被覆工 (コンクリート保護塗装)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.02	1.02
表面含浸工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
連続繊維シート補強工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
剥落防止工 (アラミドメッシュ)	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
漏水対策材設置工	固定足場	1.04	1.04
	高所作業車	1.04	1.03
防草シート設置		1.03	1.03
紫外線硬化型 F R P シート設置工 (ポリエステル樹脂)	固定足場	1.02	1.02
	高所作業車	1.01	1.01
塗膜除去工		1.04	1.04
バキュームブラスト工		1.01	1.01
道路反射鏡設置工	設置	1.01	1.01
	撤去	1.04	1.04
仮設防護柵設置工 (仮設ガードレール)		1.04	1.04
機械式継手工		1.04	1.04
抵抗板付鋼製杭基礎工		1.03	1.02
ノーコーキング式コンクリート ひび割れ誘発目地設置工		1.01	1.01
F R P 製格子状パネル設置工		1.00	1.00

侵食防止用植生マット工 (養生マット工)		1.04	1.04
支承金属溶射工		1.04	1.04
耐圧ポリエチレン管 (ハウル管) 設置工		1.03	1.03

別紙１ 「港湾工事市場単価の補正について」

下記工種において、港湾工事市場単価を採用した場合は、表の補正係数により単価を補正する。

工種	適用	市場単価 補正係数
底面工		1.03
マット工	(アスファルトマット設置・ゴム系マット設置)	1.00
支保工		1.04
足場工		1.02
鉄筋工		1.04
吊鉄筋工		1.04
型枠工		1.03
コンクリート打設工	(ポンプ車打設)	1.04
コンクリート打設工	(ポンプ車打設以外)	1.04
止水板工		1.04
上蓋工		1.04
伸縮目地工		1.02
係船柱取付		1.04
防舷材取付		1.04
車止・縁金物取付		1.04
係船柱撤去		1.04
防舷材撤去		1.04
車止撤去		1.04
電気防食取付		1.04
防砂目地板取付工	(陸上施工)	1.04
防砂目地板取付工	(水中施工)	1.03
吸出し防止工	(陸上施工・海上施工)	1.03
港湾構造物塗装工		1.03
ペトロラタム被覆		1.04
現場鋼材溶接・切断工	(陸上施工・海上施工)	1.04
現場鋼材溶接・切断工	(水中施工)	1.04
かき落とし工		1.04
汚濁防止膜設置・撤去・移設		1.03
汚濁防止枠設置・撤去		1.02
灯浮標設置・撤去		1.03
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船あり・水中目視点検)	1.01
汚濁防止膜保守管理	(海上目視点検作業船なし)	1.04
異形ブロック製作	型枠工	1.04
異形ブロック製作	コンクリート打設工	1.04

別紙 1 「営繕工事における市場単価等の補正について」

下記工種において、市場単価等（市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格（市場単価以外の材工単価））を採用した場合は、以下の表の補正係数及び以下の式により補正する。

【新営工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正係数
- ・ 補正市場単価×新営補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×新営補正係数

【全館無人改修工事の場合】

- ・ 市場単価×新営補正係数
- ・ 補正市場単価×新営補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×新営補正係数

【執務並行改修工事の場合】

- ・ 市場単価×改修補正係数
- ・ 補正市場単価×改修補正係数
- ・ 物価資料の掲載価格×改修補正係数

①建築工事の補正係数

工種	摘要※	4 週 8 休	
		新営 補正係数	改修 補正係数
仮設工事		1.03	
土工事		1.02	
地業工事		1.02	
鉄筋工事		1.03	
コンクリート工事		1.03	
型枠工事		1.03	
鉄骨工事		1.03	
既製コンクリート		1.02	
防水工事	市場単価	1.02	1.09
防水工事(シーリング)	市場単価	1.03	1.16
防水工事	物価資料	1.02	
石工事		1.02	
タイル工事		1.02	
木工事		1.02	
屋根及びとい		1.02	
金属工事	市場単価	1.02	1.10

金属工事	物価資料	1.02	
左官工事 (仕上塗材仕上)	市場単価	1.03	
左官工事 (仕上塗材仕上以外)	市場単価	1.03	1.17
左官工事	物価資料	1.03	
建具(ガラス)	市場単価	1.02	1.11
建具(シーリング)	市場単価	1.03	1.18
建具	物価資料	1.02	
塗装工事	市場単価	1.03	1.17
塗装工事	物価資料	1.03	
内外装工事	市場単価	1.03	1.14
内外装工事 (ビニル系床材)	市場単価	1.02	1.09
内外装工事	物価資料	1.03	
内外装工事 (ビニル系床材)	物価資料	1.02	
仕上げユニット		1.01	
排水工事		1.02	
舗装工事		1.01	
植栽及び屋上緑化		1.02	

※「市場単価」：市場単価及び補正市場単価、「物価資料」：物価資料の掲載価格の補正係数を示す。

なお、記載が無い項目は市場単価、補正市場単価及び物価資料の掲載価格に共通の補正係数を示す。

②電気設備工事における補正係数

工種	摘要	4 週 8 休	
		新営 補正係数	改修 補正係数
配管工事	電線管、2 種金属線 及び同ボックス	1.03	1.21
	ケーブルラック	1.02	1.17
	位置ボックス及び 位置ボックス用ボンディング	1.03	1.20
	フルボックス	1.02	1.15
	フルボックス用接地端子	1.00	
	防火区画貫通処理 ケーブルラック用(壁・床)	1.02	1.16
	防火区画貫通処理 金属管・丸型用	1.01	1.06
	(電動機その他接続材工事) 金属製可とう電線管	1.02	1.17
配線工事	600V 絶縁電線及び 600V 絶縁ケーブル	1.03	1.19
接地極工事	銅板式、銅覆鋼棒、 接地極埋設票(金属製)	1.02	

③機械設備工事における補正係数

工種	摘要	4 週 8 休	
		新営 補正係数	改修 補正係数
保温工事	配管用、ダクト用及び消音内貼	1.03	1.17
ダクト設備	低圧ダクト、排煙ダクト 及び低圧チャンパー類	1.03	1.17
ダクト付属品	既製品ボックス、制気口、ダンパー等の 取付手間のみ	1.04	1.24
衛生器具設備 (ユニット除く)	取付手間のみ	1.04	1.24

